



自己紹介

- 一般社団法人日本ライオンズ 2年目理事
- 一般社団法人日本ライオンズ

会則委員長 L松本宰史

■ 333複合地区 前議長

333-C地区 南房総LC 所属





必携の活用について

- ① 特典会員について
- ② GATの説明からGETについて(投票権は?)
- ③ 禁忌事項の紹介から、

次年度に向けてコンプラアインス規則のお知らせ

④ ライオンズ必携と役員必携の特徴紹介



次期クラブ三役研修会会則委員会の目的

2023-2024 ライオンズ必携 DISTRICTS 330 331 332 333 334 336 337 LIONS INTERNATIONAL 第61版

2023-2024

ライオンズクラブ

役員必携



ライオンズクラブ国際協会

330 複合合地区区 331 複複合合地地地域区 332 複複複合合合合 334 複複合合合合合 335 複複合 336 複

国際本部と一般社団法人日本ライオンズ 及び 公益財団法人日本ライオンズの 関係と指示系統図 2024年2月1日

公益財団法人 日本ライオンズ

「青少年に夢と希望を」

- ・児童養護施設の寺子屋事業
- ・全国特別支援学校フットサル 大会

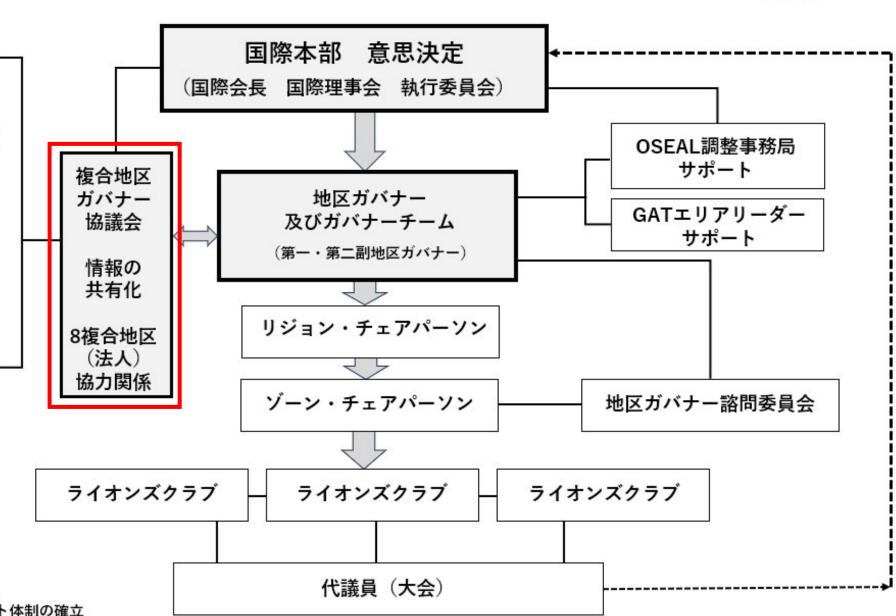
一般社団法人 日本ライオンズ

主な役員構成は、 複合地区議長及び前議長 (公財) 日本ライオンズ理事長 社員は、全国地区ガバナー

複合地区及び地区に対し 情報の共有化とサポート

8つの委員会

- コスペシャルオリンピックス委員会
- ②PRマーケティング委員会 (ライオン誌日本語版委員会)
- 3国際理事候補者資格審査委員会
- 4 会則委員会
- 5 国際大会委員会
- ⑥YCE委員会
- ⑦ライオンズクエスト・薬物乱用 防止委員会
- ⑧アラート委員会



地区ガバナーを中心とした、サポート体制の確立



次期クラブ三役研修会 会則は何処で決められているのか

- 国際理事会決議
- 国際大会決議

会則の改正は

- 全世界で統一した事業展開を行うため
- ・未来に向け 目的を達成するた



会則とは

- 国際会則及び付則
- 標準版クラブ会則
- 標準版複合地区会則
- 標準版地区会則



リーダー 奉仕 会員 マーケティングとイベント 研修 交付金とアワード

ホーム / リソースセンター / 法務関連の情報源

法務関連の情報源

法律部は国際協会の法的運営とグローバルなコンプライアンスに責任を持ち、会則及び付則に関連するすべての問題についてライオンズに 指針を提供します。このほかに法律部は、賠償責任保険の調整、国際協会およびLCIFの商標の登録と管理、国際理事会により採用された選挙手順および紛争処理方針に関連した質問への対応にあたります。

会則 及び付則

国際会則及び付則 - ライオンズクラブ国際協会の規約文書

標準版ライオンズクラブ会則及び付則 (DOC) - ライオンズクラブの規約文書

標準版ライオンズクラブ会則及び付則 (PDF) - ライオンズクラブの規約文書

標準版地区会則及び付則 (DOC) - ライオンズ地区の規約文書

標準版地区会則及び付則 (PDF) - ライオンズ地区の規約文書

標準版複合地区会則及び付則 (DOC) - ライオンズ複合地区の規約文書

標準版複合地区会則及び付則 (PDF) - ライオンズ複合地区の規約文書

理事会方針書

理事会方針書 (BPM)には、国際理事会によって採用された現行の方針がすべて記載されています。

決議事項要約







 \supset



ト リーダー 奉仕 会員 マーケティングとイベント 研修 交付金とアワード

ホーム / リソースセンター / 理事会方針書

理事会方針書

第1章 アクティビティ

第2章 委員会

第3章 理事会

第4章 クラブ用品

第5章 クラブ

第6章 道徳網領とライオンズ旗

第7章 会則及び付則

第8章 大会

第9章 地区役員及び組織

第10章 エクステンション

第11章 財務

第12章 国際本部事務局及び職員

第13章 国際関係

第14章 指導力育成

第15章 法律

第16章 ライオン誌

第17章 会員

第18章 現職役員及び元役員

第19章 PR

第20章 出版

第21章 スピーカー任務及び旅行規定

第22章 レオクラブ・プログラム

第23章 エリア・フォーラム

第24章 グローバル・アクション・チーム

第25章 紛争処理手順

第26章 テクノロジー

索引

注意: PDFファイル全体のサイズは1.9 MBです。お使いのインターネットの速度によってはダウンロードに時間がかかることがあります。 ご了承ください。また、メモリの不足ややモバイル環境では表示できない場合があります。

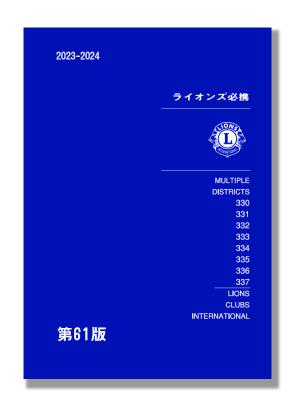


次期クラブ三役研修会 ライオンズ必携は

- 会員であるための会則の携帯
- ポケットサイズ
- 4つの会則を中心に監修

国際会則及び付則 標準版クラブ会則 標準版複合地区会則 標準版地区会則

複合地区会則第1章に標準版複合地区会則第2章は、標準版地区会則





次期クラブ三役研修会 役員必携は

- 次年度クラブ三役の皆様向け
- クラブ運営の参考書
- 歴史的な流れを知る
- 全国、全世界の地区やクラブ
- 参考資料
- 世界レベル的な組織が分かる

2023-2024

ライオンズクラブ **役 員 必 携**



ライオンズクラブ国際協会



次期クラブ三役研修会会則の改正

- 昨年度第105回ボストン国際大会決議
- 国際理事会決議からの改正への対応 現在の規則は、前回のライオンズ必携では対応できない箇所も発生していますので、最新版第61版のライオンズ必携をお手元に置いて頂きたいと思います。



会則の改正

- 昨年度第105回ボストン国際大会決議
- 国際理事決議から

未来を見据えた長期的戦略が込められた 地区ガバナーを始め主な役職を担うリーダー に課せられた役割を明確に示された



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

ライオンズ必携第61版 改正箇所

◆複合地区会則改正

改正 (第 61 版)	V IX II - C	区云则以正	現行(第60版)	
複合地区会則 目次		複合地区会則	目次	新たに追加	(P143-P144)
第1章 複合地区 第1条 名称	145	目次を新たに近	追加する		
第2条 目的	145				
第3条構成メンバー	146				
第4条 優越性	146				
第5条 複合地区ガバナー協議会	146				
第6条 複合地区年次大会	149				
第7条 複合地区委員会	150				
第8条 ライオン誌日本語版	151				
第9条 一般社団法人日本ライオンズ	152				
第10条 ガバナー協議会事務局	154				
第11条 複合地区会計	154				
第2章 地区					
第12条 目的	155				
第13条 構成及び組織	156				
第14条 地区キャビネット会議	156				
第15条 地区ガバナー,第一および					
第二副地区ガバナー	157				
1. 地区ガバナー	158				
2. 第一副地区ガバナー	160				
3. 第二副地区ガバナー	161				
4. 空席の補充	163				
第16条 地区ガバナー・キャビネット	164				
第17条 キャビネット構成員	165				
第18条 地区委員その他	167				
第19条 <mark>解任</mark>	167				



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

改正 (第61版)	現行(第60版)				
第20条 キャビネット構成員の任務	複合地区会則	目次	新たに追加	(P143-P144)	
	167	目次を新たに追	自加する	5.	
2. 地区GLTコーディネーター					
	169 170				
	171				
	172				
	173				
	174				
 9. 地区マーケティング委員長 10. 地区グローバル・アクション・チー』 	176				
(GAT)	177				
第21条 地区年次大会	178				
第22条 地区名誉顧問会	180				
第23条 地区ガバナー諮問委員会	180				
第24条 キャビネット事務局	181				
第25条 地区会計	181				
第3章					
第26条 改正	182				
第27条 規則の制定および改廃	182				
第28条 名称,紋章,その他標識	182				
第29条 禁忌事項	182				
第30条 施行期日	184				
別紙A 標準版複合地区年次大会議事	規則(例)				
	185				
別紙B 複合地区大会開催手順(例)	187				
別紙C 標準版地区年次大会議事規則(例)191				
別紙D 地区大会開催手順(例)	194				
別紙E~G 指名委員会チェックリスト	198				
別紙H 各複合地区・都道府県割表	201				



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

誤) 第3条 構成 (P146) 第3条 構成 (P140)

複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを 1 人合める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について 1 票の投票権を持つ。協議会議長は 1 年任期を 1 期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。

正)第3条 構成 メンバー(P146) 複合地区は、別表H の地区内において結成され、ライオンズクラブ国際協会の承認を受けた すべてのライオンズクラブから成る。

第6条 複合地区年次大会 (P149) 第6条 複合地区年次大会 (P144)

7. 複合地区大会は<mark>国際理事候補者資格審査委</mark> <u>員会規則</u>に基づいて、国際理事候補者の推薦を行 <u>う。また、</u>国際第3副会長立候補者推薦手続規則 に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行 う。。また、国際第3副会長候補者の推薦を行 う。。また、国際第3副会長候補者の推薦を行 う。

第8条 ライオン誌日本語版 (P151)

1. 国際協会が直接発行する公式<mark>広報</mark>誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。

第8条 ライオン誌日本語版 (P145)

1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。

複合地区は、別表1の地区内において結成され、

ライオンズクラブ国際協会の認証を受けたすべて

のライオンズクラブから成る。

◆第2音 地 区 P149~

改正 (第 61 版)	現行(第 60 版)
(P156)	(P150)
2. <u>リジョン及びゾーンの構成は、</u> 地区キャビネ	2. 地区キャビネットの承認があり、かつクラ
ットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会	ブ、地区、国際協会にとって最善である場合に,
ことって最善である場合に、地区ガバナーは、リ	地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更する
ジョン及びゾーンを変更することができる。地区	ことができる。 地区は、16 以下及び 10 以上の う
は、2つ以上のゾーンにより構成されるリジョン	ラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、ク
こ分けることが出来、そのゾーンは通常 4 から 8	ラブの地理的位置を十分考慮して、8以下及び4
ロクラブから成るが、ゾーンは新たに結成された	以上のクラブを持つゾーンに分ける。
クラブを含める際にはいつでもクラブ数を拡大す	
ることができる。その編成案は提出前に、所属ク	
ラブに 30 日前までに通知する。	
第 14 条 地区キャビネット会議 (P156 新設)	(P150)
1. 地区キャビネット会議	「地区キャビネット会議」を新たに加える。



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

- (a) 定例会議。キャビネットの定例会議は四半期ごとに1回ずつ開かれるものとし、第1回会議は、国際大会閉会後30日以内に開かれる。キャビネット幹事は、地区ガバナーが定める日時及び場所を明示した会議の案内を、会議の10日前までに、文書で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (b) 特別会議。地区ガバナーは、自分の判断で特別会議を招集することができる。又、過半数のキャビネット構成員の文書による要求が地区ガバナー又はキャビネット幹事に提出された場合、地区ガバナーは特別会議を開かなければならない。キャビネット幹事は、その会議の目的と、地区ガバナーが定める開催日時及び場所を明示した会議の案内を、会議前の5日から20日の間に、文書(手紙、電子メール、ファックス、電報を含む)で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (c) 定足数。キャビネット構成員の過半数の 出席をもってキャビネット会議の定足数に達 したとみなされる。
- (d) 投票。投票する権利は、本地区会則第6条第2項複合地区会則第2章地区第16条3及び第17条第1で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。
- 2. 代替会議形式。地区キャビネットの定例会議 又は特別会議は、地区ガバナーが決定した場 合、電話会議及び/またはウェブ会議などの代 替会議形式により開催することができる。
- 3. 郵便による業務処理。地区キャビネットは、 郵便(文書、電子メール、ファックス、電報を 合む)により業務処理を行うことができる。た だし、全キャビネット構成員の3分の2の書面 による賛成が得られない限り、そのような行 為はいかなるものも有効とはならない。この ような行為は、地区ガバナーまたは地区役員 のいずれか3人により提議することができる。

第14条 地区キャビネット会議が追加されたことにより、以下条数を降繰り上げる



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

第 15 条 地区ガバナー,第一および第二副地区ガバナー (P157)

1. 地区ガバナー

国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアバーソン、ゾーン・チェアバーソン、キャビネット幹事兼会計、その他本地区会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、協 会の目的を推進する。
- (b) 以下の分野における各地区目標の達成に 焦点を当て、それに向けて取り組むための 現行の地区行動計画を実施する地区の役員 チームのメンバーを監督する。
- (1) 新ライオンズクラブを結成する。
- (2) 効果的なクラブ運営を徹底する。
- (3) 会員純増を達成する。
- (4) クラブレベルと地区レベルでリーダー 育成と技能開発を提供する。
- (5) 有意義な人道支援奉仕を実施し報告す るよう各クラブに奨励する。
- (6) ライオンズクラブ国際財団を支援・推進 し、ライオンズクラブ国際財団へのクラ ブと会員による寄付を奨励する。
- (c) 地区グローバル・アクション・チーム・フ アシリテーターとして、地区内クラブの会 員増強、新クラブ結成、指導力育成、人道 奉仕を監督し、推進する。
- (d) 地区の運営管理を監督する。
- (1) 会員のニーズを満たすため、地区の各行事を効果的に管理する。
- (2) 本地区会則に従って、キャビネット役員 及び地区の委員を指導監督する。
- (3) 任期終了の際には、地区の一般及び/又 は財務関連の記録一式並びに資金を速やか に後任者に引き渡す。

第 14条 地区ガバナー,第 1-および第 2 副地区ガ バナー (P150)

第1第2は、全て国際会則にあわせ漢数字に統一。

地区ガパナー

本協会の国際役員として、また国際理事会の全 般的監督のもとに、所属地区において国際協会を 代表する。さらに、地区の最高行政役員として、リ ジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、 キャビネット幹事及び会計(または幹事兼会計)、 その他単一地区または複合地区の会則および付別 に定められるキャビネット構成員を直接指導監督 する。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区レベルのグローバル会員増強チーム (GMT) を監督すると共に、他の地区役 員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積 極的に支援するよう働きかける。
- (c) 地区レベルのグローバル指導力育成チーム (GLT) を監督すると共に、他の地区役 員に対し、クラブ及び地区レベルにおける 指導力育成を積極的に支援するよう働きか ける。
- (d) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進 する。
- (e) 地区大会、キャビネット会議及び地区のそ の他会議に出席した場合には、その議長を 務める。
- (f) 国際理事会が要請するその他任務を遂行す る。



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

- (4) 地区大会あるいは複合地区大会におけ る地区年次会議で、現会計年度の詳しい収 支報告書を提出する。
- (5) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべ てライオンズクラブ国際協会に報告する。
- (e) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運 営し、会員維持率を向上するアクティビテ ィを支援し、協会におけるグッドスタンデ ィングを保つよう、指導する。
- (1) 地区内のライオンズクラブの運営が円 滑に行われるよう、各クラブが最低年に 1度地区ガバナー、地区キャビネットの 一員、または地区ガバナーが指名するラ イオンによる直接の(または必要ならオ ンラインでの) 訪問を受けることを確実 にする。
- (2) ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チ ェアパーソン (いる場合) の支援を得て、 地区内の各クラブの状態を見守り、各ク ラブがグッドスタンディングを保ってい ること、会員のニーズを満たしているこ と、協会の目的を支援していることを確 かめる。
- (3) 適切な手段を用いて、ライオンズクラブ 間の協調を図り、対立を解消する。
- (f) 地区大会、キャビネット会議及びその他会 議に出席した場合には、その議長を務める。
- (g) 国際理事会により要請されるその他の任 務を遂行する。
- 2. 第一副地区ガバナー (P160)

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監 | 2. 第一副地区ガバナー (P151) 督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役及び が、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協 会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的

第1を「第一」の漢数字で統一する。

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監 代理を務める。具体的な責任は次のとおりである | 督のもとに、地区ガバナーの最高行政補佐役を務 める。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル会 員増強チーム (GMT) との主要連絡役を務



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

に努力する。

- (c) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとと もに、地区の強みと弱みを確認した上で、地 区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り 組むための、進行中の地区計画をさらに調整・ 推敲する。
- (d) 翌年度以降、地区目標に向けた行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。
- (1) 地区計画を遂行するために必要な行動を 理解する。
- (2) 各役職に就く上での、役割と責任、情報資料、そして資格のあるライオンズを知る。
- (3) チームメンバーが各自の役目を果たすた めに十分な研修を確実に受けるようにす る。
- (4) クラブ役員と密接に協力して未来の地区 役員を特定する。
- (e) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (f) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員 会を監督する。
- (g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー不在の際には、会議におい て議長を務める。
- (h) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。
- (i) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (j) 地区予算作成に協力する。
- (k) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナー の代理としてクラブを訪問する。
- (1) 地区ガバナー及び地区大会委員会と連携し、 年次地区大会を支援し計画すると共に、地区 内の他の行事の企画及び推進において地区ガ バナーに協力する。

- め、地区における会員増強、新クラブ結成、 ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割 を担う。
- (c) 地区ガバナー,第二副地区ガバナー,および グローバル指導力育成チーム(GLT)と協力 し、地区全体の指導力育成計画を策定及び実 施する。
- (d) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任 務と責任を果たすことができるよう、地区ガ バナーの任務を心得でおく。
- (e) 地区ガパナーから割当てられる行政任務を果たす。
- (f) 国際理事会の要請および他の指示に従い、そ の他の任務を遂行する。
- (8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー不在の際には、すべての会 議において議長を務める。
- (h) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (i) 地区予算作成に協力する。
- (j) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的 に関与する。
- (k) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委 員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点 の評価に関与する。



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

3. 第二副地区ガバナー (P161)

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的 に努力する。
- (c) リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区 との橋渡し役(地区ガバナーの指示のもとに) を務め、クラブの健康を支えるためゾーン運 営を成功させられるよう努力する。
- (d) 地区内クラブの強みと弱みを把握し、クラブ の発展をサポートする情報資料に精通する。
- (e) 地区ガバナーの職に備える。
- (1) 地区ガバナーの職責について熟知する。
- (2) リーダーとしての技量を測り、磨く。
- (3) 地区の構造と、会則及び付則、利用できる情 報資料を理解する。
- (4) クラブの健康のバロメーターに注意し、クラ ブの強みと弱みを測る。
- (5) ライオンズクラブ国際財団 (LCIF) が提供するプログラムを理解する。
- (6) 効果的なクラブ訪問を行う準備をする。
- (f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナー の代理としてクラブを訪問する。
- (g) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (h) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。
- (i) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員 会を監督する。
- (j) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不 在の際には、すべての会議において議長を務 める。

3. 第二副地区ガバナー (P152)

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導力育成チーム (GLT) との主要連絡役を務め、効果的な指導力育成の実施及び促進において、自ら積極的に参加すると同時に他の地区役員に働きかける。
- (c) 地区ガバナー,第一副地区ガバナー,および グローバル会員増強チーム(GMT)と協力 し、地区全体の会員増強計画を策定及び実施 する。
- (d) 地区ガバナーから割当てられる任務を果た す。
- (e) 本協会の方針に従って、その他任務を遂行する。
- (f) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不 在の際には、すべての会議において議長を務 める。
- (g) 地区予算作成に協力する。
- (h) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的 に関与する。
- (i) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。



新旧対象表 今までにない 改正が行われた 計22ページ

以下省略

(k) 地区予算作成に協力する。

第 16 条 地区ガバナー・キャピネット (P164)

3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰 する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じ て開くことができる。これらの会議で地区ガバナ ー, 前地区ガバナー, 第一副地区ガバナー, 第二 副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネ | 副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネ ット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェア パーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員 長に投票権が与えられる。また、地区グローバル アクションチームのメンバーおよび LCIF 地区コ ーディネーターに、投票権が与えられる。

4. 地区キャビネット (幹事団や内局等) の委員 会。地区ガバナーが地区の効果的な運営に必要か つ適切と判断した場合には、その他の委員会及び (又は)委員長を設置し、任命することができる。 このような委員会の委員長は、地区キャビネット の投票権のない構成員とみなされる。

5. レオまたはレオライオンがレオ/レオライオ ン・キャビネット・リエゾンの役職に任命される 場合は、この役職はキャビネットにおける投票権 を持たないアドバイザーを務める。

- キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが 決定する。
- 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者 を必要に応じて会議に招集し、諮問することがで きる。

(P165) 第16条 キャビネット構成員 (P155)

- 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。
 - (a) 地区ガバナー, 前地区ガバナー, 第一副地区 ガバナー, 第二副地区ガバナー, 地区名誉顧 間会議長、キャビネット幹事、キャビネッ会 計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター、リジョン・チェアパーソ ン、ゾーン・チェアパーソン

第 15条 地区ガバナー・キャピネット (P154)

地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰

する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じ

て開くことができる。これらの会議で地区ガバナ

ー, 前地区ガバナー, 第一副地区ガバナー, 第二

ット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェア パーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員

4. キャビネット会議の出席者は地区ガバナー

5. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の

者を必要に応じて会議に招集し、諮問することが

長に投票権が与えられる。

が決定する。

(b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命 (b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命 した者。

第17条 キャビネット構成員

- 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。
- (a) 地区ガバナー, 前地区ガバナー, 第一副地区 ガバナー, 第二副地区ガバナー, 地区名誉顧 問会議長、キャビネット幹事、キャビネッ会 計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/GET/ LCIF コーディネーター、リジョン・チェアパ ーソン、ゾーン・チェアパーソン
- した者。



ライオンズ必携 P93・P139

■ 改正箇所は、お時間の関係から一部紹介

役員必携 P69

- クラブ会員に関する事項について
- すでにご存じかと思いますが、会員種別について

「正会員」「賛助会員」「準会員」「名誉会員」

「終身会員」「不在会員」「優待会員」

?「家族会員」が抜けているのでは 特典会員?



ライオンズ必携 P93・P139

> 役員必携 P69

別紙B 会員種別表

種別	会費即時支 払い(クラ ブ,地区, 国際)	クラ ブ活 動加	良印をえ言	クラブ, 地区の 国際の立 職候補	投票権・ 自身が代 議員にな る資格	地区又は 国際の代 会員数第 の対象	会員
正会員	必要	必要	必要	有	有	対象になる	種
賛助 会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事 項のみ	対象になる	別
準会員	クラブ会 費のみ支 払う	可能な時	必要	無	地区 (ラブ) 東区 (ラブ) 東 (ア) 東 (ア) 東 (ア) ア) ラブ (ア)	対象に ならない	
特会與 (本與1 2024年1月 1日施行)	必要	必要	必要	有	有	対象に ならない	
名誉会員	必 がび会 がび会 がび会 が が が う 関 い き う 関 り し う し う し う し う う う う う う う う う う う う	可能な時	必要	無	無	対象に ならない	
終身会員	クび会払会払 ラ地費い,費 で国すな が要りない。 が要して がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	可能な時	必要	正会員の 義務を果 たしてれば有	正会員の 義務を果 たしば有	対象になる	
不在 会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事 項のみ	対象になる	
優待 会員	必要	可能 な時	必要	無	有	対象になる	

※2023年7月ボストン国際大会決議により「特典会員」が追加。



P93-P139 役員必携 P69

種別	会費即時支 払い (クラ ブ, 地区, 国際)	クラ ブ活 動加	良印をえ言	クラブ, 地区又は 国際の役 職へ所 候補	投票権・ 自身が代 議員にな る資格	地区又は 国際の大 会の大議 員数算ま の対象	会員
正 会員	必要	必要	必要	有	有	対象になる	種
特 会 (本 2024年1月 1日 施行)	必要 (割引)	必要	必要	有	有	対象に ならない	



次期クラブ三役研修会 特典会員のご説明

- 2024年1月1日より特典会員の種別が新たに加わる
- 家族会員、レオライオン会員、学生会員、若年成 人会員の会員プログラムにより会費の割引など特 典を受ける会員
- 権利と義務が明確に
- 但し代議員の算出数の対象とならい

家族会員は、クラブ会長になれのか??



P93-P139 役員必携 P69

種別	会費即時支 払い (クラ ブ, 地区, 国際)	クラ ブ活 動加	良印をえ言	クラブ, 地区又は 国際の役 職への前 候補	投票権・ 自身が代 議員にな る資格	地区又は 国際の大議 会数算 の対象	会員
正 会員	必要	必要	必要	有	有	対象になる	種
特会 (本年1月 1日齢)	必要 (割引)	必要	必要	有	有	対象に ならない	



地区GATには、キャビネット会議の投票権は?

ライオンズ必携 P165

■ GATには、地区GMT、GLT、GST、GET コーディネイターと 地区LCIFコーディネイターが任命



地区GATには、キャビネット会議の投票権は?

ライオンズ必携 P165

■ 昨年度には、地区 GAT には投票権はなく、 今年度より、明確に投票権を与えることに

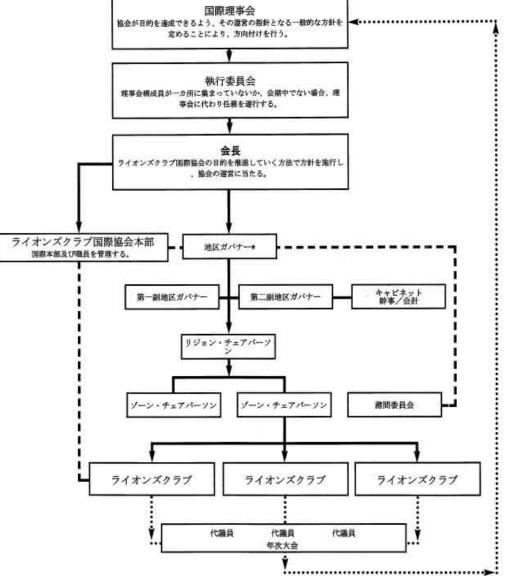


- 地区GATの役割
- 国際本部の決議事項国際理事会及び国際大会による決議事項
- 国際本部から、地区ガバナーを通して各クラブに伝達される。



次期クラブ三役研修会 GATについて

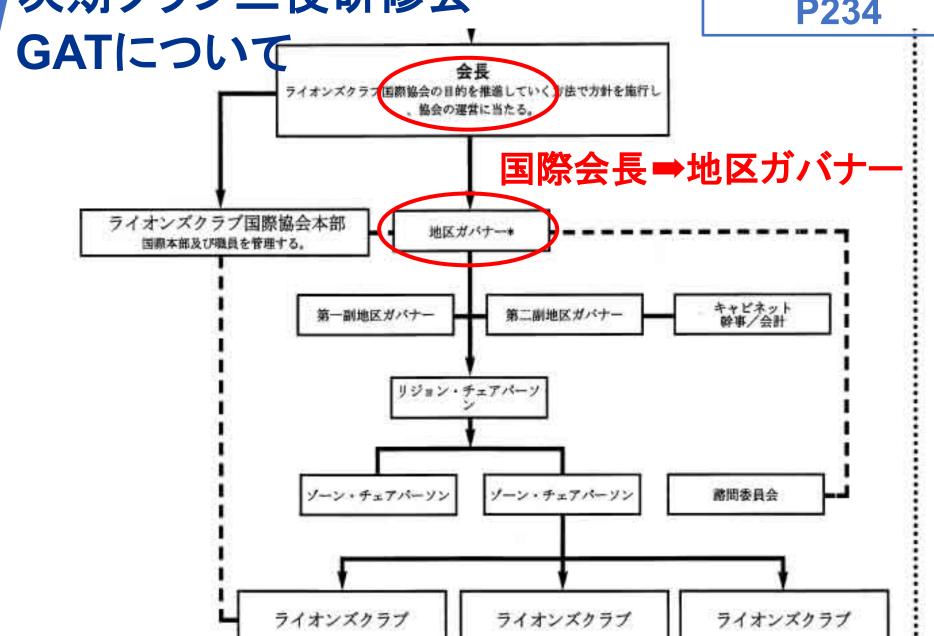
ライオンズクラブ国際協会組織図



ライオンズ必携 P234



ライオンズ必携 P234





ライオンズ必携 P165

■ 国際本部の方針を助言サポート エリアリーダーの元にGATが活動

GATには、

複合地区及び地区コーディネイターとして、 GMT、GLT、GST、GETコーディネイターが任命

地区GATには、キャビネット会議の投票権は?



役員必携 P61

- **GET 新たな用語が入ってきたが?**
- グローバル・エクステンション・チーム
- 新クラブや新しい支部づくりを担う新たなチーム
- 北米で、これら実績がえられたプログラムが元と なって、新たな戦略プログラムとなりました。



GAT(グローバル・アクション・チーム)について

役員必携 P61

9. 地区グローバル・アクション・チーム (GAT)

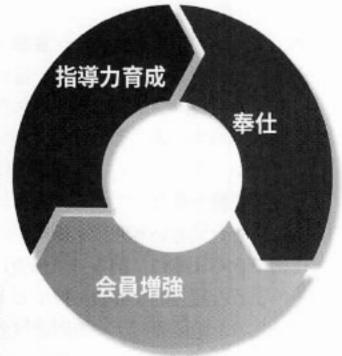
地区グローバル・アクション・チームのチームには、下記チームで構成される。(構成図は P10を参照)

奉仕を通じて地域社会でライオンズの知名度が高まり、力強く革新的なリーダーが育成されるよう支援する。

- (1) 地区家族・女性チーム (FWT) コーディネーター
- (2) 地区グローバル指導力育成チーム (GLT) コーディネーター
- (3) 地区グローバル会員増強チーム (GMT) コーディネーター
- (4) 地区グローバル奉仕チーム (GST) コーディネーター
- (5) 地区グローバルエクステンションチーム (GET) コーディネーター ※地区 SCP について、2023年 1 月地区 GET が新たに設置されたことにより、地区におけるスペシャルティクラブ・コーディネーター (SCP) の役職を終了した。(2023年 6 月第105回ボストン国際大会決議)

◆グローバル・アクション・チーム (GAT) とは

地区がその目標を達成できるよう支援する献身的なライオンズの大規模なネットワークである。ライオンズクラブ国際協会と世界中の会員との架け橋として GAT は、各クラブで会員増強が促進され、インパクトのある



35



ライオンズ必携 P167~P178

- ライオンズ必携 P167~P178 第20条キャビネット構成員の任務が全面的に刷新 された
- 地区GATを始め、構成員の役割の実効性を強化



・追加事項・役に立つ事項

- クラブや地区、複合に於いても将来にむけて
- 楽しいライオンズライフを送るためにも
- 地域社会へ、また会員間における問題を起こさない
- ライオンズ必携に掲載することで、会員にも認識する

ライオンズ必携 P182~184

31. 禁忌事項

ライオンズ必携 P182~184

役員必携 P125

(1) クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品および援助を求める文書並びに ライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない(文書には、郵便のほか電子メール、ファクス、ソーシャルネットワークなどのすべての電子的手段による送信手段を含む)。(複合地区会則第17条文書配布の規制)

(2) 差別禁止方針

ライオンズクラブ国際協会は、差別禁止方針を支持する。ライオンズクラブ及び会員は、人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のいかなる状況によっても差別してはならない。この方針に反することは、ライオンズの会員及び又はライオンズクラブとしてふさわしくない行動を取ったとみなされ、その結果、国際理事会が定める方針に従って、クラブが「ステータスクオ」処分及び又は解散処分を受ける場合がある。(国際理事会方針書第17章 I項)

(3) クラブへの納え全土納の涌知事を辞事から西はてから20日以内に始ました。今日は、古とに、今姫を納入する

までにな

■ この禁忌事項を元に、コンプラアインス規程案を作成、

(4) ク に関

コンプラアインス委員会設置する。

(5) かか

位年間の試用期間を得て、翌年度本採用としたい。

党,宗派

ち,役員

也の野心 運動に参

加していること



・追加事項・役に立つ事項

ライオンズ必携 P50 P68

> 役員必携 P94

質問(代議員の投票)

- 国際会則およびクラブ会則に「いずれも本人の意思に基づいて投 ずる権利を持つ」とあるが、次のとおりに解釈してよいか。
- 〇地区年次大会は、クラブの意思を伝えるもの
- ○複合地区年次大会は、地区の意思を伝えるもの
- 〇 国際大会は、複合地区の意思を伝えるもの
- 国際会則の文字どおりの解釈では、個人の意思を主にしており、 年次大会への提案をする母体が費用を持つ意味がない



・役に立つ事項 •追加事項

役員必携 **P94**

答え

- A ライオンズのいちばん大事なことである。個人である代議員の選択であり、いちばん大 事なことは経済的な問題で左右されない。
- B 親はどうして子供を縛るのか?無法であり、できるとしてもよくないことである。
- C 大会ではフリーにディスカッションする人がよい代議員である。あらかじめクラブ・地区 の代表として拘束され、狭い考えにとらわれていては自由に論議できない。
- D 大会で色々な論議を経て、クラブのため、国際協会のため、いちばんよい選択をする ことが必要である。
- E このような意味において、クラブは本気で使命を果たす個人を代議員として選ぶべきで ある。



・追加事項・役に立つ事項

ライオンズ必携

● 今年度の会員数?

ライオンズ必携 P253

世界/日本のライオンズ 会員数とクラブ数を掲載

■ 用語解説 と 略語集

ライオンズ必携 P257~ と P295

新しい用語や確認が必要なとき

■ その他にも、多くのお役に立つものを掲載しています



・追加事項・役に立つ事項

役員必携

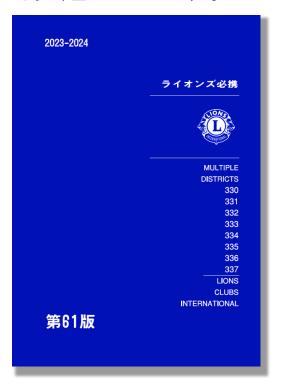
- 第1編 ライオンズの機構を読んだら リーダーとしての知識が得られる
- 第2編 クラブ運営 クラブ会長及び幹事の役職の役割が分かる 具体的な事項について特典会員、学生会員 プログラム等を知る
- 第3編 会計 初めての会計、ライオン独自の会計科目



次期クラブ三役研修会 必携の購入は

ライオンズ必携 250円/1冊 役員必携 600円/1冊 送料別

キャビネット事務局から申し込み 1冊でも発送いたします。



2023-2024

ライオンズクラブ

役員必携



ライオンズクラブ国際協会

330 複合 地区区 331 複複合合地地区 332 複複合合地地区区 334 複複合合地地区区 335 複複合合地地区 337 複合 皆様の ご活躍をお祈りいたします。

ご静聴 ありがとうございました。



